

.....

【研究報告】

平成14年 5 月10日

ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として

日越法整備支援プロジェクト

在ハノイ JICA 長期派遣専門家 竹 内 努

目 次

第1	はじめに.....	3
第2	ベトナムにおける紛争解決制度の概要	3
1	裁判所	3
2	仲裁.....	5
3	外国仲裁及び外国判決.....	5
4	和解.....	6
第3	ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠.....	6
1	ベトナムにおける法規範の形式.....	6
2	民事執行の法的根拠	7
第4	ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続	11
1	執行の対象となる判決・決定	11
2	判決執行の実情	11
3	執行手続.....	12
(1)	執行機関	12
(2)	執行手続の開始.....	13
(3)	執行費用	14
(4)	執行申立てと時効	14
(5)	執行のための保全処分	15
(a)	判決前の保全処分.....	15
(b)	執行決定後の保全処分.....	16
(6)	財産の調査.....	16

* 本研究報告は、2000年10月から本年7月まで JICA 長期派遣専門家としてヴィエトナムに派遣されていた竹内努氏（現東京高等裁判所職務代行判事補）によるものである。

本報告は、本誌第3号に掲載した「ヴィエトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について」及び「ヴィエトナムにおける外国判決の承認及び執行制度について」に引き続き、同氏の在任期間中の丹念な調査に基づき作成されたものであり、ヴィエトナムでの経済活動等に不可欠な、民事手続の実情を詳細に報告するものである。

.....

(7) 強制執行	17
(a) 財産の差押え	17
(b) 収入からの控除	18
(c) 第三者が占有する財産からの執行	19
(8) 競売による換価	19
(a) 価額の決定	19
(b) 競売の実施	20
(c) 買戻権	21
(d) 競売の不成功	21
(e) 競売の問題点	21
(9) 配当	22
(10) 執行手続の延期及び停止	23
(a) 執行手続の延期	23
(b) 執行手続の暫定的停止	24
(c) 執行手続の停止	24
第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点	24
1 法制度に関する留意点	24
(1) 体系性の欠如	24
(2) 規範間の矛盾抵触	24
(3) 下位法規制定の時間的ギャップ	25
(4) 法規範の非公開	25
(5) 制度自体の未整備	25
2 紛争解決手続の選択に関する留意点	25
(1) 仲裁を利用する場合	26
(2) 裁判所を利用する場合	26
(3) 外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合	26
3 判決を執行する際の留意点	27
(1) 執行機関の構造的課題	27
(2) 執行官の課題	28
(3) 執行制度の課題	28

第1 はじめに

本レポートは、ベトナムにおける民事執行についてその制度と現状を明らかにすることを通じ、ベトナムにおける法的紛争の解決手続全体について考察を試みるものである。市場経済は、自由な活動と公正かつ透明なルールを前提としており、そのために、法制度の整備のみならず、公正に紛争を解決するための司法制度の整備が必須の課題となる。民事執行は、紛争解決の最終地点に位置付けられる制度であるが、それ故に重みを持っており、民事執行制度が効率的に運営されなければ、効果的な紛争解決は不可能である。いかに裁判所制度が整って、迅速に裁判所の判決を得ても、あるいは良い仲裁判断を得ても、それが執行されなければ、最終的に債権回収をして債権者の満足を得ることはできない。ベトナムに投資する日本企業にとって、法制度全体に関心があることはもちろんであろうが、紛争をどのように解決すれば効果的なのか予測ができないと、その活動は萎縮し、投資の魅力も大きく減退してしまうものと思われる。そこで、本レポートにおいては、民事執行制度の現状と問題点を通じて、ベトナムにおける法的紛争の解決にどのような問題点が存在しているのか、どのような点に留意して法的紛争を解決すればよいのかについて考えてみたい。

なお、本レポートにおいて「民事執行」という用語は、民事裁判所のみならず、経済、労働及び刑事（付帯私訴の部分）の各裁判所の判決（決定、和解等、執行し得る裁判所の判断を含む。）の執行、ベトナム裁判所において執行決定を経た外国判決（決定）及び外国仲裁判断の執行を含む概念である。

第2 ベトナムにおける紛争解決制度の概要

民事執行は紛争解決制度の最終地点であるから、民事執行制度を分析する前には、ベトナムにおける紛争解決制度の概要を明らかにしておく必要がある。まず、国家による紛争解決制度として代表的なものは裁判所である。

1 裁判所

ベトナムの裁判所は、県級裁判所¹、省級裁判所²及び最高人民裁判所³から構成されており、裁判所の組織や審級管轄に関しては「人民裁判所組織法」に定められている⁴。裁判所の事物管轄は、民事、刑事、経済、労働及び行政の5管轄に分類されており、訴訟手続については各手続法令（「民事事件解決手続法令」「経済事件解決手続法令」等）に定められている。ベトナムの審級制は二審制であり、県級裁判所が一審判決をした場合

1 全国の県（省及び直轄市の下の行政組織）に各1設置されており、全国で620存在する。我が国の簡易裁判所に相当する。

2 全国の省及び直轄市に各1設置されており、全国で61ある。我が国の地方裁判所に相当する。

3 ハノイに設置されており、ホーチミン及びダナンに上訴部が設置されている。

4 従前、県級裁判所及び省級裁判所は司法省の管轄下にあったが、2002年4月の人民裁判所組織法の改正により、同年10月から最高人民裁判所の管轄下に置かれることとなった。

.....

には、省級裁判所が上訴審を担当し、省級裁判所が第一審を担当した場合には、最高人民裁判所が上訴審を担当する。日本の場合、裁判所は「一切の法律上の争訟を裁判」となっているとされている（裁判所法3条）が、ベトナムの場合には、裁判所が管轄する紛争の種類が限定列挙されている点が特徴的である（「民事事件解決手続法令」10条⁵、「経済事件解決手続法令」12条⁶等）。なお、事物管轄について付言すれば、民事事件については、県級裁判所が一般的管轄権を有し、省級裁判所は、①当事者の一方が外国人であるか、外国に居住するベトナム人であるとき、②紛争が知的財産権に関与するとき、③県級裁判所の管轄に属する事件について、省級裁判所が審理する旨を決定したとき、にそれぞれ管轄を有する。また、経済事件については、省級裁判所が一般的管轄権を有し、県級裁判所は、当事者が外国人でない事件のうち、係争額が5000万ドン以下の事件について管轄を有するとされている。

ベトナムの裁判所は、審級制度はしっかりしているが、①現在のところ、裁判官の質の問題を抱えており、特に経済事件については裁判官の理解度が低い事例も多く、また、外国企業に対してベトナム企業を一方的に擁護しようとする態度もなくはない、②民事事件、経済事件について当事者が判決に納得していても、検察院等の監察機関が抗議の申立てをすると手続が再開し、解決が遅延してしまう、③特に民事事件と経済事件について管轄の争いが生じ、裁判所をたらい回しにされる結果となることがある、④裁判所に法規の解釈権がない⁷ため、手続や法の適用が杓子定規にならざるを得ず、省庁による法解釈のガイドラインが発出されないと、法の適用自体が滞ってしまうなどの問題点を指摘することができる。

5 「民事事件解決手続法令」10条は、民事裁判所の管轄の一つとして、「所有権、契約及び契約外の損害賠償責任に関する紛争並びに市民間、市民及び法人間、法人間の民事法に定められた権利義務を巡る紛争」を定めている。一方、「経済事件解決手続法令」12条は、経済裁判所の管轄として、「①法人間並びに法人及び営業登録した個人間の経済契約から生じた紛争、②法人及びその構成員間の紛争並びに法人の構成員間の設立、運営及び解散を巡る紛争、③証券、株式及び社債に関する紛争、④その他法で定める紛争」としている。要するに、民事裁判所は民事契約、経済裁判所は経済契約について管轄を有することとなるが、脚注6のとおり、民事契約と経済契約との関係が明確でないために管轄に疑義を生じる場合があるのである。

6 経済契約とは、法人間ないし法人と営業登録した個人との間の契約であって、生産、商品の売買、サービスの提供等商事の本質を有する契約と定義されている（経済契約法令1条及び2条）。この経済契約と、商法に基づく商事契約、民法に基づく民事契約との関係は、非常に複雑で理解が困難である。一応の理解としては、①商法に基づく契約（商法45条に規定される14種類の商事行為に関する契約）は、法人、個人等で営業登録した者のなす契約であるとされている（商法5条1項、6項）から、原則として商法に基づく契約は経済契約と考えられる、②民法に基づく契約であっても、当事者の一方又は双方が法人（ないし営業登録した個人）であるため商事性を帯びるものについては、経済契約に含まれるものと考えられる（その他、商法にも民法にも該当しないが、経済契約とみられる契約も存在する可能性がある。）。

7 1992年憲法上、国会常務委員会が有するとされている（91条3項）。

2 仲裁

ベトナム国内には、いくつかの仲裁センターが設立されている。国内仲裁センターは、ベトナム企業同士の経済契約から生じた紛争について仲裁を行う仲裁センターであり、「経済仲裁の組織と運営に関する政令」（1994年）に基づいて設立されている。また、国際仲裁センターは、1993年の首相決定に基づいてベトナム商工会議所の附属機関として設立された。国際仲裁センターは、当事者の双方又は一方が外国人又は外国法人でなければならないとされていた（したがって合弁企業、100%外資企業は同センターに仲裁を付託できなかった。）が、1996年の首相決定により国内仲裁についても管轄を持つこととなっている。仲裁は、その専門性、迅速性、守秘性及び手続の機動性等において裁判所に勝ると言われているが、ベトナム現行法の下での仲裁は、①管轄する紛争が経済契約に起因するものに限られ非常に狭い上、②国内仲裁判断の執行が「民事判決執行法令」に規定されていないため、仲裁判断の執行は出来ない（債権者は、任意の履行がなされない場合、裁判所に訴訟を提起して再度審理を経なければならない。）と考えられている点で、重大な欠陥を有する。仲裁については現在法令案を起草中であり、2002年中には施行が見込まれる。

3 外国仲裁及び外国判決

ベトナム国外において仲裁もしくは裁判所の手続を経てその判断ないし判決等を得た場合、被告となったベトナム企業の資産がベトナム国内に存在する場合には、当該仲裁判断又は外国裁判所の判決をベトナム国内において執行することが必要となる。ベトナムは、外国においてなされた仲裁判断の執行については、多国間条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟するとともに、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」を整備し、外国裁判所判決の執行については、「外国判決の承認及び執行に関する法令」を制定している。右各法規によれば、諸外国の法制同様、外国仲裁判断及び外国裁判所の判決は、ベトナムの裁判所において承認及び執行決定（ベトナム国内において効力を認める決定と理解してよい。）を経た後でなければ、ベトナム国内で執行することはできない。右承認及び執行決定を経れば、民事判決と同様の手続でベトナム国内における執行が可能であるが、以下の諸点に注意すべきである。①ベトナム国内において執行の対象となる外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」に関するものに限られること⁸、②一方、ベトナム国内において執行の対象となる外国裁判所の判決は、ベトナム法により「民事」に関するものに限られること（したがって、当事者が営利法人の場合には、ベトナム経済契約法令の適用があることから、「民事」判決とはいえない。）、③仲裁合意の有効性に関して、特にベトナム企業側の代表権限が非常に厳しく審査され、仲裁合意が無効であったと判断さ

8 実務上、「商事」と考えられるためには、ベトナム商法45条に規定される14種類の商行為に当たらなければならないと考えられている。同条に定める商行為は、物品の売買行為の形態を規定したもので、例えば建設請負契約はその範疇に含まれないなど、その範囲は非常に狭い。

れる事例が多いこと（ベトナム企業擁護の発想であろう。）、④外国裁判所の判決に関しては、日本とベトナムとの間には相互の判決の承認及び執行について規定した二国間条約が締結されていないことから、日本の裁判所の判決はベトナム国内では執行できないこと、そのため、相互主義の要件を欠き、ベトナム裁判所の判決も日本国内では執行できないこと（我が国民事訴訟法118条4号）。

4 和解

訴訟上の和解手続と和解組による和解手続がある。「民事事件解決手続法令」及び「経済事件解決手続法令」とともに訴訟上の和解手続について定めている。ベトナムにおける訴訟上の和解は、裁判官のみによって裁判所の構内で行われ、原則として人民参審員は立会しない。民事事件においても経済事件においても、原則として審理（法廷での手続）に入るためには和解手続を経なければならないという和解前置主義が採用されている^{9・10}。和解手続を経ても和解に達しない場合には、審理手続に移行する。一方、当事者間に和解が成立した場合には、裁判所は和解調書を作成する。この和解調書に対して、15日以内（民事事件の場合。経済事件については規定なし。）に当事者が和解内容を変更する申立てをしない場合には、裁判所は当該和解の認可決定をすることとなる（当事者が和解内容を変更するか、検察院等が和解に関して抗議の申立てをした場合には、判決手続に移行する。）。和解認可決定は、裁判所の確定した決定として、民事判決執行法令の手続に従って執行することができる。

和解組は、ベトナムにおける「草の根の紛争解決機関」として位置付けられている、いわば部落の紛争解決組織である。村単位、居住地域単位で数名の和解組員が選挙で任命され、市民の生活から生じる近隣紛争、家族関係から生じる紛争などを解決する役割を担っている。和解組による和解は、当事者の申立てによるほか、和解組の職権によっても開始することができる。この手続により和解が成立したときでも、当事者の任意の履行に依存するほかはなく、強制執行をすることはできない。

第3 ベトナムにおける法規範及び民事執行の法的根拠

1 ベトナムにおける法規範の形式

ベトナムには、数多くの法形式が存在している。したがって、ベトナム法制度を理解するには、まず法形式について理解しておくことが必要であるので、簡単に紹介したい。この点については、1997年に施行された「法規範文書制定法」が規定している。同法によれば、ベトナムにおいて法規範を制定できる主体には、①国会、②国会常務委員会、③国家主席、④政府、首相、各大臣、最高人民裁判所、最高人民検察院があり（③以降

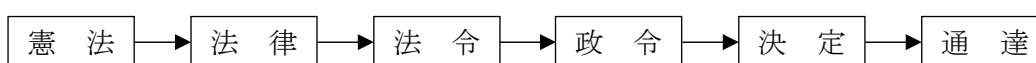
9 ただし、民事事件において、違法な取引から発生した紛争や違法な婚姻の取消事件等、一定の事件は和解適格から除外されている（民事事件解決手続法令43条）。

10 ある弁護士の話によれば、実務上、審理に入る前には3回の和解期日を設定しなければならず、和解の見込みもないのにただ期日ばかりが無駄に繰り返される事件もあるという。

は、国会及び常務委員会の制定した法規範の施行のための文書とされる。また、これらの機関が共同で法規範を制定する場合もある。）、更に地方において⑤人民評議会及び⑥人民委員会の制定する法規範がある。

これらの主体が制定する法規範のうち主要な形式は、①国会の制定する「憲法」(hien phap 現行憲法は1992年に制定され、2002年に一部改正された。)及び「法律」(phap luat)、②国会常務委員会の「法令」(phap lenh. 英訳は Ordinance)、③政府の「議定」(ngghi dinh. 通常、「政令」と呼ばれる。英訳は Decree)、首相の「決定」(quyet dinh. 英訳は Decision)、各大臣の「通達」(thong tu 英訳は Circular。国家機関が共同で発出する場合は共同通達 (Joint Circular) という。)などである。

これらの関係を簡単に図示すれば、以下のようになる。



ベトナムの法規範は、ドイモイ以降急激にその数を増加させており、現在では地方の法規範を含めると30万を超えていると言われている。したがって、法規範の数自体は十分すぎるほどであるが、目の必要性から急遽制定される法規範も多く体系性に乏しい上、未だ欠缺している法分野も多い外、数多くの問題点を残している。①法律、法令の制定は、国会が各年毎に立法計画を策定して行うが、一つの法律案の審議に時間がかかりすぎ、毎年各10前後の法律及び法令のみしか制定されず、ニーズに追いつかない。②法律、法令は制度の枠組のみを定めるという意識が強いため、法律が制定されても制度が動かず、通達等の下位規範（ガイドライン）の制定があるまで実質的に制度の運用がされない。③加えて、下位規範の制定は、法律が制定されてから開始されるため、制度の運用までかなりの長期間を要する。④省庁間の縦割り意識が強い上、我が国内閣法制局のような調整機関がないため、同位の法規範あるいは上下位の法規範の間で矛盾抵触を生じることが多い。⑤法規範相互の関係について「法規範文書法」の規定はあるものの、法の体系性の意識に乏しいため、実際の適用の場面では、上下位の法規範間に矛盾抵触があっても、上位の法が優先するという結果にならないことがある。⑥国家機関の定める法規範は、官報に掲載して公開することとなっているが、すべての法規範が公開されるものではない上、制度の運用に重要な下位規範ほど公開されない可能性が高い。

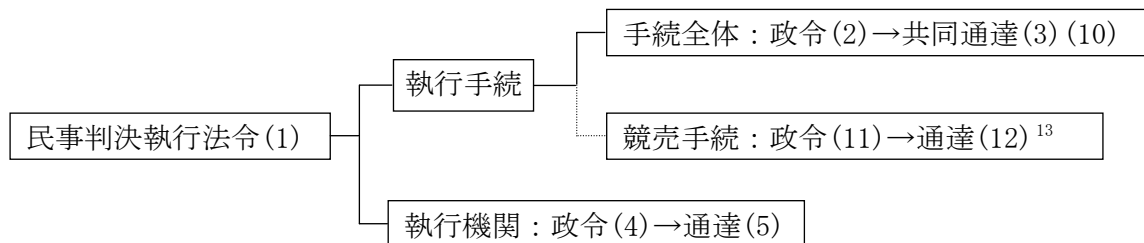
2 民事執行の法的根拠

民事執行に関して、最も基本的な法は、1993年4月17日に施行された「民事判決執行に関する法令」(以下単に「法令」ともいう。)である。この法令は、執行対象、執行官の資格及び権限及び執行手続の概略等について定めている。その他、民事執行手続ないし執行官の権限等に関して、以下のとおり3つの政令と8つの通達(ないし共同通達)が制定されている。

- (1) 「民事判決の執行に関する法令」(1993年4月17日)

- (2) 「民事判決の執行手続に関する政令69号」(1993年10月18日。以下「政令69号」)
- (3) 「『民事判決の執行に関する法令』の適用指針に関する共同通達」(1993年9月21日。司法省、内務省及び最高人民検察院)
- (4) 「民事判決執行機関の組織、責務及び権限に関する政令30号」(1993年6月2日)
- (5) 「民事判決執行機関及び運営の指針に関する通達67号」(1996年7月5日。司法省)
- (6) 「民事判決執行の保護に関する共同通達02号」(1993年9月17日。司法省、内務省及び最高人民検察院¹¹⁾)
- (7) 「民事判決の執行を確保するための企業財産の差押えに関する共同通達119号」(1997年6月4日。司法省及び財務省。以下「共同通達119号」)
- (8) 「コミュニケーションレベルの人民委員会への事件の移送に関する通達05号」(2002年2月27日。司法省¹²⁾)
- (9) 「財産に関する判決とその執行の指針に関する共同通達01号」(1997年6月19日。最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省及び財務省)
- (10) 「民事判決執行の指針に関する共同通達12号」(2001年2月26日。司法省、最高人民検察院。以下「共同通達12号」)
- (11) 「財産の競売に関する政令86号」(1996年12月19日。以下「政令86号」)
- (12) 「『政令86号』の施行に伴う競売規制の適用に関する通達」(1997年4月7日。司法省)

これら法規範のうち重要なものについて体系的な位置付けを示すと以下のようになる。



一方、外国判決の承認及び執行手続に関しては、「外国判決の承認及び執行に関する法令」(1993年4月17日)及び「外国判決の承認及び執行に関する法令」の規定を施行するための共同通達」(1993年7月24日)が、外国仲裁判断の承認及び執行手続については、ベトナムは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(いわゆる「ニューヨーク条約」)に加盟している(1995年12月11日より効力を生じている。)ほか、国内法として「外国仲裁判断の承認及び執行に関する法令」(1995年9月14日)が、それぞれ制定されている。

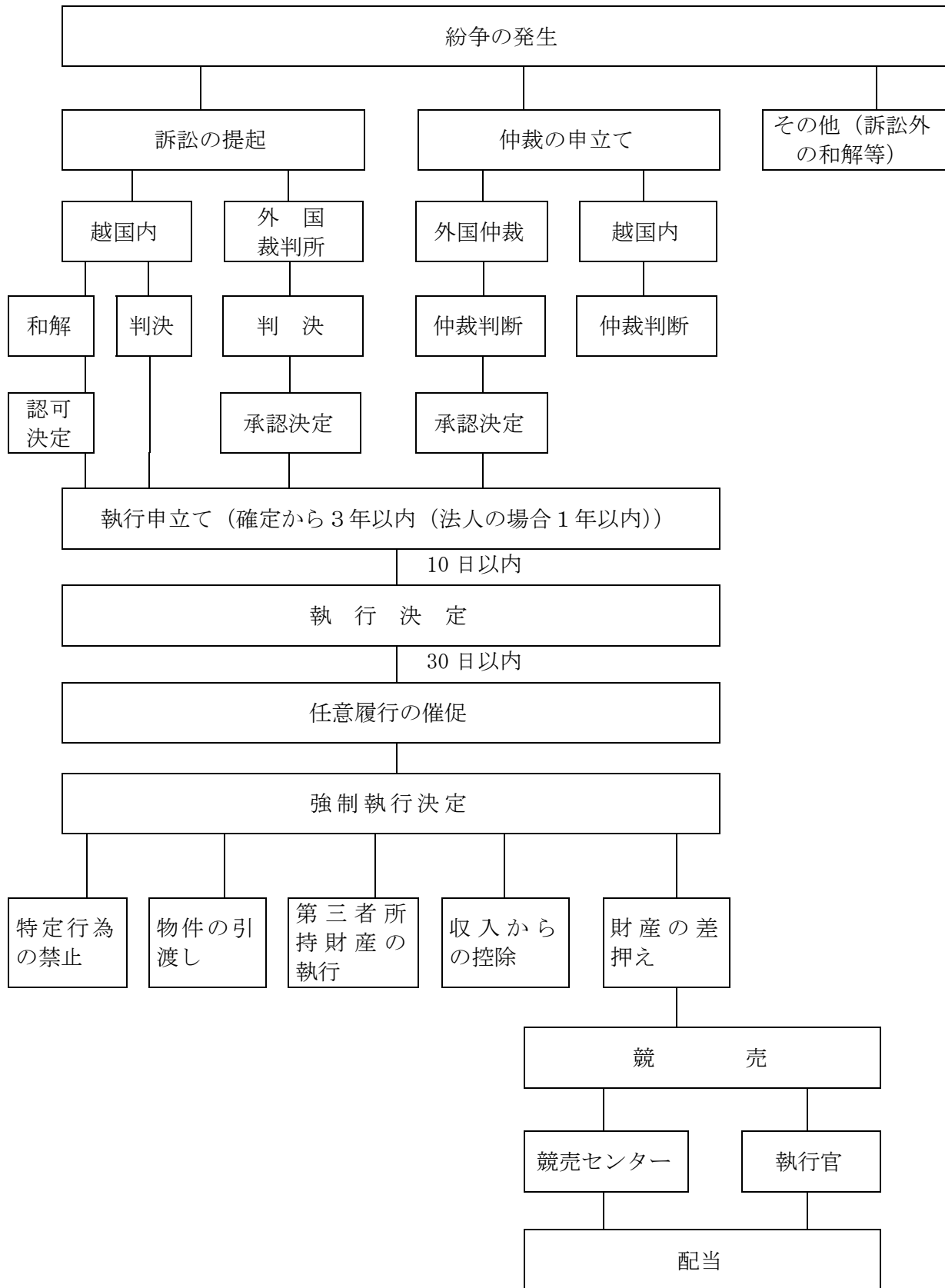
前述のとおり、外国判決の場合も外国仲裁判断の場合も、最終的には法令に基づいて

11 判決執行について公安や人民委員会の補助を受け得る場合等について規定するもの。
12 債権額が50万ドン以下の執行事件については人民委員会に移送する旨を規定するもの。
13 競売に関する政令86号と判決執行手続との関係については、後述のとおり争いがあるため、関係を破線で示す。

.....

執行がされるので、以下、主として「民事判決の執行に関する法令」に基づく執行手続を概観したい。なお、民事判決の執行を中心としてベトナムにおける紛争解決の概念図を示すと、おおよそ次ページの図のようになるものと思われる。

ベトナムにおける紛争解決の流れ



第4 ベトナムにおける判決執行の実情及びその手続

1 執行の対象となる判決・決定

執行の対象となる判決は、「民事、婚姻、家事及び労働事件に関する判決、及び刑事事件の判決のうち財産に関する部分の判断、その他法で規定する判決」（1条¹⁴）であって、①一審かつ最終審の判決、②一審判決で、上訴されず確定した判決、③上訴審の判決、④監督審及び再審判決、⑤ベトナム裁判所が執行を認めた外国裁判所の判決である（3条）。これらの判決については、判決をした裁判所において、判決書上に「確定判決」（effective judgment）の印判を押捺して、確定判決であることを明らかにすることとなっている。一方、確定前の判決であっても、養育費の支払、賃金の支払、再雇用、生命及び健康被害に対する損害賠償の支払をそれぞれ命じる判決については、上訴の有無に関わらず執行することができ、執行財産を保全するための緊急暫定決定（民事事件解決手続法令41条、経済事件解決手続法令41条）も即時に執行することができる。

2 判決執行の実情

執行関係の統計資料は公開されていない。聞き取り調査によると、2001年のベトナム全土での執行事件の数は、447,375件であり、うち286,616件が執行可能な判決であり、160,375件が執行することの不可能な判決であった。執行可能な判決中、257,660件（89.8%）について執行に着手し、うち174,217件（60.7%）については執行が完了したとのことである。執行に要する時間について正確な統計はないが、聞き取り調査によれば、最も短くとも執行開始から終了までに3か月はかかるとのことである。

ハノイについてはやや詳細な統計があり、次ページの表のとおりである。最近2年間の執行事件数はほぼ1万6000件程度であり、うち最も多いのは刑事事件判決中の財産に関する判決（賠償金の支払、被害物の弁償等）の執行であり、一方、民事事件や経済事件判決の執行は数としてはそれほど多くない。刑事事件判決中の財産に関する判決の執行が多いのは、一つには貸金不払等の債務不履行が刑事事件として立件され、刑事判決中において右債務額の支払を命じられるためであると推測される。執行事件中、4000ないし5000件は執行が不可能な事件であり、そのほとんどは債務者が執行可能な財産を有しないことが理由となっている。

14 経済事件については、経済事件解決手続法令88条が、「経済紛争に関する裁判所の判決又は決定は、民事判決の執行に関する法令にしたがってこれを執行する。」旨を定めており、「その他法で規定する判決」として、民事執行の手続にしたがって執行することができる。

【ハノイにおける執行事件の実情】

	執行事件数	執行可能な事件数	執行不可能な事件数
2000年	16,234件 うち刑事 6,136件 民事, 経済, 労働 1,549件 婚姻, 家族 3,095件	12,030件 うち執行した事件 8,928件 (74.2%)	3,988件 うち債務者に財産 のない事件 3,128件
2001年	16,370件 うち刑事10,253件 民事, 経済, 労働 3,013件 婚姻, 家族 3,104件	11,064件 うち執行した事件 7,831件 (70.8%)	5,169件 うち債務者に財産 のない事件 4,283件

3 執行手続

(1) 執行機関

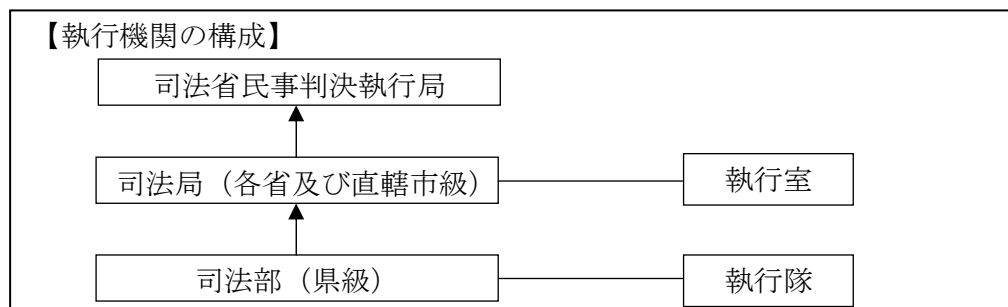
執行手続は、債権者が執行機関に執行の申立てをすることにより開始する¹⁵。

執行機関は、司法省（担当局は、民事判決執行局）を中央官庁として、以下のように構成されている。すなわち、省級司法局に執行室が設置され、この執行室が実際の判決執行手続を行うこととなるが、県級司法部にも執行隊が設置されており、県級裁判所の判決の執行や執行室から委託された判決の執行を担当することとなっている。右執行室及び執行隊には執行官（enforcement officers）が配属されている。執行官は司法省が任命するが、その資格は、省級執行官か県級執行官かで多少異なり、省級執行官には、法学士を有していることのほか、少なくとも3年間法律職の経験があることなどの要求がある。現在、執行官は、ベトナム全国で1703名任命されている（1999年末現在）。

ベトナムでは、執行機関の構造的な理由により執行が滞ることがある。すなわち、司法省は、当該民事判決の執行が他の省庁の権益を侵す場合、あるいは債務者が他の省庁の経営する企業である場合には執行を躊躇するし、債務者が共産党の経営する企業の場合にも執行が遅れたり、停止したりすることがある。また、地方の司法局及び司法部は、ともに人民委員会の管理下にあることから、人民委員会の経営する企業が債務者である場合には、これに対する執行は非常に困難となる（当該企業の財産に対して執行することは、当該地方の歳入に直接に影響する。）。さらに、執行機関が裁判

15 執行機関は、国家財産の返却を命じる判決あるいは国家財産に対する損害の賠償を命じる判決については、職権で執行手続を開始することができる。また、緊急暫定決定に基づく執行も職権で開始できることとなっている。

所の組織の一部となっていないために、裁判所と執行機関との間で判決の解釈に齟齬を生じ、あるいは業務の連携がうまくいかないなどの支障が出る場合もある。



(2) 執行手続の開始

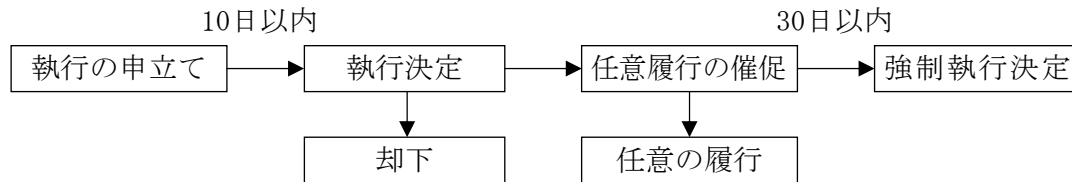
ベトナムにおいて判決の執行をするには、判決を取得した後、判決の確定から3年以内（法人の場合1年以内）に執行機関に執行の申立てをして、執行決定を経なければならない。執行決定後、執行官はまず債務者に任意の履行を促す手続をとり、その後強制執行の手続が行われることとなる。

執行の申立ては、債務者の住所地、勤務地あるいは執行対象財産の所在地¹⁶の執行室ないし執行隊¹⁷に対して、①各執行室ないし執行隊の定める定型の執行申立書、②執行対象となる判決の写し（確定判決の場合その旨の押捺のあるもの）を提出して行う（政令69号6条）。申立てを受けた執行室ないし執行隊は、申立受領から10日以内に、執行決定（enforcement decision）をしなければならない。執行決定は、当事者、利害関係人及び検察院に送付される。執行決定が発令された場合、担当執行官は債務者に対し、30日を超えない期間を定めて当該債務の任意の履行を促さなければならない¹⁸とされており、右期間が満了しても債務者が当該債務を履行しない場合には、執行官は強制執行決定をし、当該決定を関係当事者に送達して、強制執行手続が開始することとなる。以上を図示すると以下のとおりである。

16 判決に表示された債務者が複数で、かつ異なる住所地を有するか、財産所在地が異なる場合、債権者は、それぞれ管轄を有する執行機関に、管轄部分についての申立てをしなければならない（政令69号3条）。

17 執行室と執行隊の決定権限は、以下のように区分されている。すなわち、執行室は、①省級裁判所の一審判決、②県級裁判所の判決のうち、その執行の複雑性のため執行室が取り上げた事件、③最高人民裁判所の判決のうち、その執行について執行室に移送された事件、④他の執行機関から執行を委託された事件。また、執行隊は、①県級裁判所の判決、②省級裁判所の上訴審判決、③省級裁判所の判決及び最高人民裁判所の判決のうち、執行室からその執行を委託された事件、④他の執行室又は執行隊から執行を委託された事件、⑤軍の執行機関から委託された、刑事判決の付帯私訴部分の執行事件（政令69号1条）。

18 任意の履行の催促は、債務者を執行機関に呼び出して行うが、債務者が出頭を拒否したり、呼出通知を受領していないなどと主張する例もある。その場合、執行機関は、真に通知を受領していない場合を懸念し、強制執行手続への移行をしない場合が多い。



なお、執行手続に関しては、債権者及び債務者の間で①判決の全部又は一部について不執行の合意をすること、②執行の時期、場所又は方法について合意すること、がそれぞれ認められている。当事者が右合意をした場合には、執行官はその旨の調書を作成し、当該合意に従った手続を進めることとなる。

(3) 執行費用

法令23条は、執行費用は債務者の負担とする旨を定めている。したがって、債権者としては執行申立ての際に執行費用を予納する必要はないが、実務上、様々な支払を要求される場合がある。ベトナムの制度上、執行官の裁量事項とされている手続は多く、したがって、債権者としては執行官と良好な関係を維持する必要もあることから、執行官がコミッションの支払や執行手続に要する諸費用（法規に定められている費用と非公式な費用がある。）の支払を債権者に要求するが多い。こうした支払要求のうちの一部は贈収賄に該当する場合もあり、注意が必要である。

(4) 執行申立てと時効

執行申立てについては、時効に注意する必要がある。民事事件解決手続法令21条は、民事執行申立てについて時効期間を定めている。右規定によれば、申立てについて客観的な障碍のない限り、債権者が個人の場合には、判決の確定の日から3年、債権者が法人の場合には同日から1年以内に執行の申立てをしなければならない。①債権者が過失なくして判決書を入手できなかった場合、②執行債権者が、管轄地域から業務上の理由ないし健康上の理由その他客観的な理由により不在であった場合、もしくは債権者が相続人なくして死亡した場合、③天災もしくは火災の場合、④執行機関の過失の場合は、客観的な障碍に当たるとされている。3年（もしくは1年）の期間を超えて申立てをしようとする債権者は、客観的な障碍により期間の遵守ができなかったことを示す資料を提出しなければならない。

執行申立てをしないまま時効期間が満了した場合、「当該判決は、執行力を喪失する。」（民事事件解決手続法令21条）。時効期間満了により、当該判決の執行ができなくなることは明らかであるが、当該判決に表示されている実体法上の請求権まで時効により消滅するのかは明確ではない。ベトナムではもともと、民法など実体法においても時効期間の多くは提訴時効として定められており、手続法上の時効と実体権の時効との区別が明確ではないという法制上の特徴があり、民事執行の場面においても同様である。この問題は、例えば執行申立ての時効期間経過後、再度同じ請求権について判決を得て執行することができるのか、債権者は、債務者に任意の履行を請求することができるのか、などの権利関係に影響することが予想される。調査を依頼した法律

事務所では、この時効を手続法上の時効として理解しているようであったが、①同一の請求権について裁判所に判断を求めても、既に判決済みであるとして棄却される可能性が大きい（既判力の効果というものではないようであるが）、②債権者は、債務者に対して任意の履行は請求することができるであろう、とのことであった。いずれにしても取扱い是不明確であり、債権者としては常に執行申立ての時効期間には注意しておく必要がある。

なお、この時効期間の起算点について、共同通達12号が更に詳細に規定している。それによれば、①判決の一部について上訴ないし抗議のあった場合、その一部と残余の部分の権利関係を切り離すことができるときは、上訴されなかった残余の部分については、その確定の日から時効期間を起算する、②確定前に執行することができる判決についても、時効期間についてはその確定の日から起算する、③判決上、特定の日には債務の履行を命じている場合には、時効期間はその特定の日から起算する、④判決上、定期債務の履行を命じている場合には、時効期間はそれぞれの期限の到来時から起算する。

(5) 執行のための保全処分

(a) 判決前の保全処分

判決前に債務者の資産が散逸、消滅することを防止するため、民事事件解決手続法令及び経済事件解決手続法令では、一定の限度で保全処分の制度を設けている。なお、我が国民事保全制度のように、提訴前に保全処分をすることは認められていない。

民事事件解決手続法令では、①扶助料仮払い、労働者に対する賃金仮払い命令、②係争資産に対する目録の作成、③係争物件の譲渡の禁止、④係争物件の保管、⑤債務者に対する一定行為の強制又は禁止を、裁判所の職権又は検察院の要請により行うことができるとしている（41条）。一方、経済事件解決手続法令では、①係争物件又は銀行口座の差押え、②債務者に対する一定行為の禁止、③収穫物の取り立て、関係製品の保管、④損傷、腐敗の見込まれる物件の売却を、裁判所の職権又は当事者、検察院の要請によって行うことができるとしている（42条）。これらの手続法令は、決定権限を裁判所に委ねているものの、保全処分に関する決定については、当事者は上訴審に不服を申し立てることができる。なお、保全処分は直ちに執行力を有し、債権者は執行の申立てを経てこれを執行することができる。

このように、各法令は、保全処分として、係争物件の目録の作成、係争物件の譲渡の禁止等、財産の散逸防止の措置を定めているが、実務上、裁判所は審理手続の前に財産の差押をすることに極めて消極的であるため、保全処分の制度は機能していないのが実情である。債権者は、債務者が保全命令に違反して係争物件を譲渡するなどした場合には、裁判所等に当該譲渡の取消を申し立てることができる（一種の詐害行為取消権か。）が、登録制度の不備等の理由により、この取消権を行使することは困難である。

(b) 執行決定後の保全処分

法令22条2項は、債務者が執行対象財産を他に譲渡ないし損壊するおそれのあるときは、執行官は、任意の履行勧告期間中であっても、当該財産を直ちに差し押さえることができる旨規定している。ただし、法文上、この保全処分は執行官の裁量により行うこととなっている。そのため、この保全処分を行うか否か、いつ行うか等について執行官による権限濫用の危険が存在する。執行官が債務者と結託すれば、任意履行の期間中に債務者が財産を隠匿ないし処分してしまうことが可能となってしまう。

(6) 財産の調査

実務上、執行決定をした執行官は、債務者の財産調査を行うこととなっている。この目的は、債務者が債務を履行するのに十分な財産を有しているかを調査することにある。仮に、債務者が十分な財産を有していない場合には、債権者の申立てが却下(返却)されたり、手続が停止される(27条)。共同通達12号によれば、以下の場合には、債務者は財産を有していないとされる。①債務者が、いかなる財産も有せず、収入もない場合、②債務者が低価値の財産しか有していない場合、③調査によれば財産はあるものの、競売でも買い手がつかず、かつ債務者が他に価値ある資産を有しない場合、④債務者が、差押禁止財産もしくは、係争中の財産(分割前の遺産、分割前の共有財産及び権利関係について係争中の財産等)しか有せず、かつ、係争中の財産について、執行機関が債権者や利害関係人に対して訴訟の提起を促したにも関わらず、右措置が取られず、もしくは裁判所が未だ判断を示さない場合¹⁹。

債務者が十分な財産を有していないと判断した場合、執行官は、執行決定から2か月以内に、債務者の財産の状態について記載した書面を作成しなければならない。

こうした執行官による財産調査の詳細は、法規に規定がないことから、執行官が独自の判断で行っており、問題を生じている。すなわち、債権者は、執行官の調査の手続や内容について知らされないため、執行官の調査が適切に行われたのか否かについて確認する手段がない。これは汚職の温床ともなっており、債務者が執行官に賄賂を提供して自己に有利な認定(財産を有しないとの認定)を引き出す場合もないではない。したがって、債権者としては、執行官との間に良好な関係を構築することが必要となり、こうした関係が構築されれば、調査に立ち会ったり、必要な書類を閲覧したりすることも可能な場合がある。いずれにしても調査を巡る手続が不明確、不透明であることは否めず、そのために債権者に過剰な時間的、経済的コストが要求されるこ

19 なお、特定物の引渡しを命じる判決の執行については、①債務者が、土地の引渡しを命じる判決を受けたが、当該土地に判決前に適法に建築された不動産が存在しており、かつ、判決上右不動産の収去を命じていないために、執行機関が、判決に従った土地の返還ができない場合、②債務者が特定物の引渡しを命じられたが、当事者間で引渡しの方法等について協議が調わないうちに当該物が喪失ないし損壊し、かつ、執行機関が当事者に損害賠償請求訴訟の提起について示唆したものの、裁判所の判断が未だ示されない場合、にも、それぞれ執行不能とされている。

とが予想される。

(7) 強制執行

債務者が、執行官による任意の履行勧告に従わない場合、執行官は強制執行決定をして、強制的な執行手続を開始する。強制執行手続においては、①財産の差押と競売による換価、②収入からの控除、③第三者が占有する財産からの執行、④特定財産の返還及び⑤違法な行為の停止命令を行うことができる。

(a) 財産の差押え

財産の差押手続は、①債務者の私有財産について、②債務者あるいはその家族、人民委員会代表及び隣人の立会いの下で行われ、かつ、③差押禁止財産に該当せず、④対象財産の価額は債務額と等しいものでなければならない。法令30条によれば、差押禁止財産は、①債務者及びその家族の生活に必要な食物及び薬品、②債務者及びその家族の生活に必要な業務用動産、衣類及び生活用品、③通常用いられる祭祀用品である。債務者は、執行手続に障碍にならない限り、差押を受ける財産を指定することもできる。

特に、債務者が法人の場合には、以上の要件に加えて、財産の差押は、他の措置（銀行預金の凍結、銀行預金、金、銀その他の貴金属又は有価証券からの控除、代案者が占有する財産からの控除、債務者が有する債権からの控除等）が取られたが功を奏しなかった場合に限り行うことができるとされている。さらに、差押禁止財産の範囲が拡大され、①健康管理に用いる薬品、道具及び設備、②従業員に供するための食品及び関連設備、③保育所及び学校設備、④労働安全、火災予防、爆発防止又は環境保護のための設備、⑤債務者保護のため国家に留保された財産、⑥他の債権者のために設定された抵当物件及び質物件、⑦当局に差し押さえられた財産、⑧債務額に比して著しく高額な技術生産ライン、⑨重要なインフラ設備、⑩流通の許可されない商品、⑪生産ライン中未完成の製品、⑫ソフトウェア及びデータ、著作権並びにノウハウ、⑬安全及び防衛目的のため国家が指定した製品生産のための機械、道具については、差押えが許されないとしている。

差押手続について留意すべき点は、以下のとおりである。

① 債務者の財産であるか否かの認定が困難である場合が多いこと。登録制度が整備されていないために、不動産や重要動産についても債務者の所有物か否か明らかでない場合が多く、逆に債務者がそれを悪用して既に他人に譲渡したとか、自分の物ではないなどと主張して執行を免れようとする事例もある。

② 債務額と財産額の均等性の要求を満たすのは、実務上困難である場合が多いこと。まず競売前には物件価額の査定が困難である上に、執行官も責任追及をおそれて、一見して債権額より高額な建物などを差し押さえようとはしない。そのため、かえって債務者の財産が債権額を大幅に上回るために執行ができないという奇妙な状況を生じさせてしまうおそれもある。

③ 債務者に差押財産の指定権が認められているために、執行に困難を生じる場

合があること。「執行手続に障害を生じない限り」との限定がついてはいるが、その認定は独り執行官の判断にかかっているし、実務上は、債務者が市場性のない財産を指定して執行手続を遅延させる原因となっている。

- ④ 先行の差押があると、当該財産については二重の差押ができないこと。ただし、当該財産を競売して余剰がでた場合には、債務名義（判決）を有している債権者は、当該債務者に対して執行の申立てをしていれば（あるいは申立てのない場合でも）、配当を受けることはできる（共同通達12号IV章3 g）。
- ⑤ 抵当物件については、原則として差押が許されないこと。特に不動産については、当該物件について他の債権者のために抵当権が設定されていると、当該不動産は差押禁止となるので注意が必要である²⁰。抵当権と差押との優劣関係は、抵当権の登録の日付と差押の日付との先後によるものと思われる。
- ⑥ 債務者が法人の場合、差押禁止財産の範囲は非常に広いこと。法人の営業を保護するための措置と思われるが、右規定によると、生産ラインや機械設備等、法人の所有する重要な動産について執行することはほぼ不可能であると考えられる。また、建物についても執行の制限があり、他の財産に対する執行によっては効を奏しない場合に限られるとともに、執行前には、債務者が他の財産を検索するための1か月の猶予期間を設定しなければならない。
- ⑦ 居住用建物は差押禁止財産となっておらず、政令12号には、執行官が居住者を強制的に立ち退かせる手続が定められている（共同通達IV章3 c²¹）が、実務上は、居住用建物について執行するには、居住者のため、債権者が代替家屋を提供しなければならないという慣行もあるようである。

(b) 収入からの控除

法令38条がこの手続を定めている。強制執行のため控除できる「収入」には、給与、退職金、合作社からの給付金及びその他の適法な収入を含んでいる。収入から控除が行われるのは、夫婦間の扶養料の請求の場合か、他の財産に対する執行では、債権を満足できない場合に限られる。給与及び退職金からの控除の場合には、総額の50%を超えない額までの控除が許される。その他の収入については制限がないが、債務者の生活に必要な額は残さなければならないとされている。執行官による本手続の開始決定は、債務者の勤務先に送付され、送付を受けた勤務先は、当該債務額に相当する金額を債権者に送付しなければならない。

20 債務者が担保物権以外に財産を有せず、かつ、物件価額が被担保債権額及び各種費用より高額である場合には、判決執行のために当該担保物件を差し押さえることができる場合がある。

21 居住用家屋の差押は、債務者の他の財産に対する執行によっても効を奏しないときにのみ行われる。この場合、執行官は、債務者及びその家族に立ち退きを命じ、従わない場合には、財産目録を作成した上で、当該財産を家屋から運び出し、債務者等にその受領を要求する。右受領が拒否された場合、執行官は右財産の保管者を指定し、少なくとも3か月の期間を定めて債務者等に受領を督促するが、それでも受領を拒否する場合には、競売にかけるか、既に損壊している財産については破壊することとなる。

この収入からの控除手続は、①我が国民事執行のように債権を差し押さえるという概念がなく、差押手続を経ずして収入から債務額を直接に控除して弁済に当てるものである点、②対象債権が「収入」(legal income)に限られ、したがって、債務者が不動産の売却代金支払請求権や、不法行為に基づく損害賠償請求権など、相当高額にのぼると思われる債権を有している場合でも、当然にこの手続により執行できるものではない点(除外されるものでもないらしい。債権者としては執行官を説得するという作業が必要となる。)が特徴的である。

(c) 第三者が占有する財産からの執行

債務者の執行対象財産を第三者が占有している場合の執行手続を規定するものである。この点については、法令40条が規定している。まず、右「第三者」が銀行の場合には(銀行預金等)、執行官は銀行に対し、債務額に相当する額を債権者に送付するよう要求することができる(1項)。次に、物の引渡しを命じる判決において、当該物件を第三者が占有する場合(賃借、使用貸借、受託、修繕のための占有等)には、執行官は、当該第三者に対し、当該物件の全部又は一部を債権者に引き渡すよう要求するか、直接に当該物件を差し押さえることができる(2項)。

当該物件の所有権について係争のあるときは、執行官は執行手続を継続して当該物件を差し押さえた上、その管理を占有者に委託することができる。債権者、債務者及び当該第三者は、民事訴訟の手続に従って訴訟を提起することができる(3項)

我が国の民事執行法においては、第三者が占有する債務者の動産についてはその者から任意の提出を受けて差し押さえるか、債務者が当該第三者に対して有する引渡請求権を差し押さえることにより執行する(124条, 163条)こととなるが、ベトナムの場合には、執行官に第三者に対する引渡請求権を認め、また直接に差し押さえることもできるとしている点で特徴的である。日本の場合、第三者が当該物件の所有権を争う場合には、第三者異議の訴を提起できるとして第三者の保護の制度を設けているが、ベトナムでも同様に所有権確認の訴えを起こせるとして(この場合、被告は債務者となろうが、債権者との関係でどのように同一確定を図るのかは問題となろう。)、第三者の保護を図っている。

(8) 競売による換価

財産が差し押さえられた場合、当該財産は競売²²により換価され、債務の弁済に当てられることとなる(法令34条1項)。

(a) 価額の決定

当該財産の価額は、債権者及び債務者が協議して決定する。債権者及び債務者が価額について合意に至らない場合には、執行官は価額決定委員会²³を結成して差押財産

22 当該差押財産の所有権について争いのある場合には、当該財産の所有権が債務者にあることについて裁判所の判断が出されるまでは、競売を行ってはならないとされている(法令34条3項)。

23 財政当局、土地管理局、建設管理局等の政府職員によって構成され、執行官が議長を務める。債権者及び債務者は、価額委員会に出席して意見を述べることができる(法令31条2項)。

の価額を決定する（法令31条1項，2項）。右協議により決定された価額又は価額決定委員会が決定した価額は，競売における最低売却価格として機能することとなる。

(b) 競売の実施²⁴

当事者が価額について合意した場合には，その日から3日以内に当該価格で競売を行うこととなり（政令69号17条1項），価額決定委員会が価額を決定した場合には，差押財産所在地を管轄する執行機関のオフィス及びコミュニケーションレベルの人民委員会に競売の公告を掲示した後，価額決定の日から30日以内に競売を行うこととなる（法令34条1項，政令69号17条2項。ただし，共同通達119号は，企業財産の競売について10日以内としている。）。

競売は，①執行官自身が自ら行うか，②省級司法局に設置される競売所（現在のところ61省中39省にのみ設置されている²⁵。）か，競売会社（現在のところ，ハノイに1社しかない。）により行われる²⁶。後者の場合，執行官が，競売所と競売契約を締結することによって手続が開始する（政令86号7条2項）。競売所は，競売を開始する前に，当該競売について競売所に公告を掲示し，メディアにも公告を掲載しなければならない（政令86号11条，12条）。また，競売物件を，競売日の2日前まで競売所（不動産の場合はその所在地）に展示しなければならない（政令86号15条）。

競売自体は，競り売りで行われ，少なくとも2名以上の買受申出人の下（政令69号17条3項），最も高い価額を示した買受人に売却される²⁷。最低売却価格より低い価格を示す買受申出人しかいない場合には，当該競売は成功しなかったものとされる（政令86号16条6項。ただし，法令34条2項は，この場合には最低売却価格に最も近い価格を提示した買受人に売却するとしている。）。買受申出人は，物件価額が

24 競売に関しては，法令及び政令69号がその手続について定めている他，政令86号において競売所の行う手続が定められている。両法規間では，競売実施主体（注21参照）や債務者の買戻権，あるいは買受申出人の申出価格が最低売却価格に達しなかった場合の扱い等，規定間に矛盾があったり，両者の関係が明らかでない条項があり，実務上の混乱の原因となっている。本文上では一応両者の関係の整理を試みたが，規定内容の異なる部分については，その旨付記することとした。

25 競売所では，判決の執行のための競売のほか，担保権を実行するための競売や，任意の競売（いわゆるオークション）も開催される。当プロジェクトにおいて2001年8月に訪問したハイズォンの競売所においては，1997年の設立以来合計94件の競売（うち12件が判決執行のための競売）を開催し，うち90件について落札されたとのことであった。同競売所は，ベトナムの中でも運営状況が良好である競売所の一つであるとのことである。

26 競売実施主体に関しては，民事判決執行法令及びその下位規範では執行官とされているのに対し，競売に関する政令86号では，競売所ないし競売会社が実施するとされており，両者には齟齬があるとの意見もあるようである。実際，破産会社の土地使用権と建物の執行について，執行官が自らこれらを売却し，買受人のために登録手続を取ろうとしたところ，登録所が，競売所による競売を経ないとして使用权移転登録を拒否した例があるようである。このような事態を考慮すると，債権者としては，執行官自身が行う競売よりも，競売センターに競売を主催してもらう方が安全であるといえる。しかし執行官としては，コミッション獲得等の動機から執行官自身が競売を行う旨主張するようである。

27 差押財産が債務者と第三者との共有物件の場合，当該第三者は，競売前に当該物件を，価額委員会が決定した価額により優先的に買い受ける権利を有する（共同通達12号IV章3d）。

.....

1000万ドン（約9万円）を超えるときは、物件価額の1%を競売日の2日前までに
予納しなければならない。落札の場合、右予納金は、代金の一部に充当されるが、
当該申出人が買受けをできなかったときは、右納付金は同人に返却されることとな
る（政令86号14条。ただし、法令36条は、価額の制限なく、家屋の競売の場合には
1%の予納金を要するとしている。）。買受人が決定した場合には、当該買受人は、
直ちに物件価額の2%を納付し、競売の日から15日以内（家屋の場合、30日以内）
に残額を支払わなければならない。これを怠った場合には納付金は没収されること
となる。

(c) 買戻権

債務者は、買受人が所有権の移転手続を完了するまでは、物件の価格、執行手続
費用等すべての費用を弁済して、当該物件を買い戻すことができる（政令69号17条
4項。）。

この債務者の買戻権については、実務上争いがあるので、実例を紹介する。判決
の執行のため、債務者Aの所有する建物が競売され、Xが5億ドンで競落した。X
は代金である5億ドンを納付したが、債務者Aは当該建物について買戻権を行使す
ると主張して、判決に表示された債権額の支払を提供したため、Xへの所有権移転
手続が停滞した。

債務者Aの申立てにより、検察院は、政令69号17条4項に基づいて当該執行手続
を停止する旨の決定をしたが、執行機関は、債務者Aには買戻権はなく、当該建物
はXに所有権が移転されたとして、これを認めなかった。執行機関の主張は、政令
69号の後に発出された競売に関する政令86号には、債務者の買戻権に関する規定が
なく、民事判決執行法令には競売に関して詳細な規定を置いていないので、競売に
関しては政令86号が適用されるべきことを主要な理由とするものである。これに対
して、検察院は、民事判決執行法令及び政令69号は、いかなる法規によっても廃止
されていないのであるし、政令86号1条は、同政令は、他の法令によって行われる
競売には適用されないとしているのであるから、民事判決の執行として行われる競
売には政令69号の適用があると主張するものである。

このように買戻権については、法規の解釈上争いがあり、執行手続を停滞させる
とともに、債務者に執行を遅延させる原因となっているものである。

(d) 競売の不成功

一度競売しても売却できない物件については、再度価額を決定して競売を実施す
るが、2回（共同通達12号IV章3e）競売を実施しても売却できない場合には、執
行官は債権者に対し、当該差押財産をもって債権の満足を図ることを要求すること
ができる。仮に債権者が当該物件の受領を拒否した場合には、執行官は当該物件を
債務者に返還し、他の強制執行を試みることとなる（法令34条2項）。

(e) 競売の問題点

① 最も問題とされる点は、買受申出人が納付する予納金の額が、物件価額の1%

と低額なことである。したがって、仮に代金を納付しなかったり、買受自体をキャンセルしても損失が多くないため、買受人が買受をキャンセルし競売が功を奏しない事例が多発しているとのことである。2002年3月29日の新聞「法律」は、クアンニン省で、1430万ドンの値がつけられた居住用家屋を1440万ドンで落札した買受人が、競売に参加するために要した費用について賠償を受けない限り代金を支払わないとして、その支払いを拒絶したため、競売所は競売を取り消した事例が紹介されている。新聞によれば、政令86号は、競売において買受人がなかったため競売が成功しなかった場合は、再度の競売を行うとしているが、買受人が代金を支払わなかった場合の再度の競売については規定がないため、再度の競売を行うことができないとされている。

② 我が国の場合、競売の問題点というと、占有屋など、短期賃貸借制度を濫用するなどして競売物件に住みつき、競売を妨害する者の存在であるが、ベトナムでは、そのような悪質な競売妨害の例はあまりないようである。そのようないわば「プロ」による妨害よりも、債務者自身による妨害（執行官に対する暴行、立退時の無理な居座りなど）の例が多く、執行官も執行に躊躇する事件があると聞く。

(9) 配当

競売が成功し、代金が納付された場合には、右代金について配当が行われる。判決を有する複数の債権者に対する弁済充当の順序が定められている。執行手続自体については、我が国民事執行法のような配当要求の手続はない。したがって、一つの手続に複数の債権者が配当要求等の形で参加するというものではなく、それぞれ別個に同一の債務者に対して執行の申立てをした複数の債権者に対して支払いをするというものである。

法令37条、政令69号18条は、配当される債権の順位として、①夫婦間の扶助料請求権、②身体及び生命に対する不法行為に基づく損害賠償請求権、③賃金支払請求権、④国家に対する債務、⑤その他の債務（なお、執行費用は配当より前に控除される。）とし、同順位の債権者間では、債権額に比例して配当するとしている。配当額は、執行申立ての先後にかかわらず、また、執行の申立てをしていない債権者でも配当を受けることがある²⁸。我が国の民事執行法では、債務名義（判決等）を有する債権者は、配当要求の終期までに配当要求をしなければ配当を受け得ないが、ベトナムではこのような制限はなく、執行の申立てをしなくとも配当を受け得ることとなっている点、登録をした担保権者でも配当を受けることはできない点（前述のように、判決の執行

28 判決を有する複数の債権者が存在するが、そのうちの一部のみが執行の申立てをし、かつ債務者が競売物件以外に見るべき資産のない場合、執行官は、申立てをしない債権者らに配当すべき分を暫定的に銀行に預託し、3ヶ月を超えない期間を定めて右債権者らに配当を受けるか否かを督促する。右期間内に、右債権者らが権利を行使しない場合には、右預託金は、執行申立てをした債権者らに配当される。この規定は、誰が判決を有する債権者であるかが執行機関に判明していることを前提にしているが、債権及び債権者の確定手続は、特に法規に定められておらず、したがって、配当を受けようとすれば、執行の申立てをしておくのが無難であろう。

.....

手続では担保物件は差し押さえられない。) が特徴的である。

右規定によれば、仮に対象財産の競売で1000万ドンが納付されたとした場合、執行費用に100万ドンを要した外、生命侵害による損害賠償請求権300万ドン (A)、貸金支払請求権200万ドン (B)、売買代金支払請求権100万ドン (C) の判決を有する債権者が執行の申立てをし、他に貸金支払請求権100万ドン (D) の判決を有する債権者がいるときには、配当は以下のようになる。

- ① 1000万ドン－執行費用100万ドン＝900万ドン
- ② 優先順位に従ってAに300万ドン、Bに200万ドン、Cに100万ドン
- ③ Dに対する配当予定額100万ドンを銀行に預託して、権利行使を促す。Dが権利を行使すれば、Dに対して100万ドン。行使しなければ、右預託額をA、B及びCの債権額に応じて按分する (Aに50万ドン、Bに34万ドン、Cに16万ドン)。

一方、債権者の債権額の和が、物件価格を上回る場合の処理は明らかでない。右の例で、Aの債権額が800万ドン、Bの債権額が200万ドン、C及びDはそれぞれ100万ドンとした場合、まず、第一順位のAに800万ドン配当し、残額の100万ドンをどのように処理するのか。おそらく、第二順位で同順位のB及びDへの配当を考え、Dへの見込配当額33万ドン (B及びD間で債権額に応じて按分した額) を留保してまずBに67万ドンを配当し、Dへの権利行使を促すこととなろう。Dが権利を行使すればDに配当し、そうでなければBに追加配当することとなろうか。

(10) 執行手続の延期及び停止

執行手続が開始されても、諸事情により執行手続が延期、暫定的停止又は停止されることがある。手続の延期は、債務者の債務の履行に障碍のある場合に、執行手続自体は停滞させずに他の日時に変更すること、暫定的停止は、同様の事由のある場合に、執行手続を一時的に停止すること、手続の停止は、執行手続をそれ以上進行させないことであり、停止の場合には債権者は再度の執行申立権を喪失するのに対して、延期及び暫定的停止の場合には、障碍事由の止んだときから手続は再び進行することとなる。これらの決定権限は、抗議目的による暫定的停止等以外は、すべて執行決定をした執行機関にある。こうした手続の進行を止めるための手続については、債務者が濫用したり、他の政府機関が濫用したりする例があるようであり、法規に規定のない事由により事実上執行手続を止めてしまう場合もある。

(a) 執行手続の延期

非代替的作為義務の場合において、債務者が病気に罹患した場合、又は、債権者が執行手続の延期に同意した場合には、執行手続は延期される (法令24条)。また、債務者が執行のための十分な財産を有していないと判断された場合にも執行手続は延期される。さらに、判決に対して抗議 (検察院等、国家機関のする不服申立) をすることのできる当局は、3か月を超えない期間について、抗議のために執行手続の延期を決定することができる。これらの事由が止んだときから執行手続は再開される。

.....

(b) 執行手続の暫定的停止

判決に対して抗議の申立てをするのに必要な場合、又は、執行手続の延期と同様の事由のある場合には、手続は暫定的に停止する（法令25条）。機能的には、延期と暫定的停止は大きな相違はないものと思われる。

(c) 執行手続の停止

①債務者が死亡し、かつ、当該債務が相続されない場合、②債権者が死亡し、窓外債権が相続されない場合、③債権者が任意に執行停止を求めた場合、④当該判決が、上訴審で破棄された場合、⑤執行申立ての時効期間を徒過した場合には、執行官は、執行手続の停止を決定する（法令26条）。また、債務者が執行に十分な財産を有していないと判断した場合にも同様である。これらの場合、債権者に対し、申立書一式は返還されることとなる（法令27条）

第5 まとめ～ベトナムで法的紛争を解決する場合の留意点

以上の考察からすれば、ベトナムに投資した企業がベトナム国内で紛争解決を図る際、あるいはベトナム国内で判決ないし仲裁判断を執行する際には、多くの障碍と向き合わなければならないことが分かる。いくつかの点については既に指摘してきたところと重複するが、以下、法制度に関する留意点、紛争解決手続の選択に関する留意点及び判決を執行する際の留意点に分けてまとめてみたい。

1 法制度に関する留意点

(1) 体系性の欠如

まず、法制度に体系性が乏しいことが挙げられる。ベトナムの立法関係者あるいは法律家の間では、上位規範が下位規範に優先し、特別法が一般法に優先し、後法が前法に優先するという法の体系性に関する原則的な理解にムラがあり、したがって体系的に理解されるべき法制度（日本ではよく憲法を頂点とするピラミッド型の法体系をイメージする。）が、平面的な理解に止まってしまう。そのため、例えば上位規範と下位規範の規定に抵触を生じたような場合、上位規範が優先するという結論に到達せず、現場に混乱を生じたまま実務が滞るという事態が発生する。

また、例えば民法は私的法律関係の一般法であって、そのうち商人の法律関係を規律する特別法が商法であるという理解の仕方をせず、かえって民法は民事関係という独自の分野を規律する法規範であって、商法は商事関係という別の分野を規律する法規範であると理解されているため、商法に規定のない事項には民法を適用するといった、機動性のある法の運用が困難となる。

(2) 規範間の矛盾抵触

次に、法規範の間の矛盾抵触が多いことが挙げられる。ベトナム独特の縦割り行政に起因して法規範の起草権限が各省庁の権益と化し、各省庁が法体系全体の中での位置付け、あるいは他の関連する法規範との矛盾抵触について配慮をしないまま次々と

法規範が制定されるため、関連する法規の間で矛盾が生じたり、規範同士の抵触を生じたりする例がある。民事判決の執行についていえば、執行手続を定める法令及び政令69号と、競売に関する政令86号との間では多くの規定が抵触するように見え、競売実務に混乱を生じている。

(3) 下位法規制定の時間的ギャップ

第三に、法的枠組の制定方法の問題を指摘することができる。ベトナムの立法関係者の間では、法律は大枠を規定する規範であり、下位規範になるにしたがって具体的な事項を決定していくものであるという意識が強く、一般的に政府への委任立法の傾向が強い。したがって、実務上はむしろ下位規範の方が具体的に重要な位置を占めているのが現状である。しかしながら、当該委任立法の制定手続も、担当省庁において法律が制定されてから開始されるため、法律が制定されても中身は空のまま制度が動かず何年も放置されるという状態が続くことがある。

(4) 法規範の非公開

第四に、法の公開の問題を指摘したい。法規範は官報に掲載されて公開されることとなっており、官報を発行している司法省も、現在では発行回数を月に6回と増加させて努力しているものの、未だ全ての法規範が官報に掲載されるわけではなく、掲載又は不掲載の基準も明らかでない。前述のとおり、法を適用する現場ではむしろ下位規範の内容がものをいうのであるが、下位規範ほど官報には掲載されない傾向がある。更に、人民評議会、人民委員会の発出する法規範にいたっては、その甚大な量からの検索が極めて困難であることに加え、庁舎まで閲覧に赴かないと法規範の存在を知ることが不可能である（必ずしも全ての法規範が閲覧できるわけでもない。）などの障碍がある。したがって知ることのできない規範により上位規範の規制内容が実質的に変更されてしまっている可能性もあり、企業活動の予測可能性を大幅に減殺する結果となっている。

(5) 制度自体の未整備

第五に、法的枠組の中でも、市場経済の活性化に必要な規定が未だ不足している点を挙げておきたい。市場経済の原則である自由競争、契約の自由等については概念的に理解していると思われるものの、こうした原則を保障するに十分な制度が未だ整備途上にあるのが現状である。所有権等の物権的権利関係を公示するための不動産登記制度や、無権利者と善意で取引した第三者を保護するための即時取得、表見代理等の外観法理制度などが欠缺していたり、逆に契約の有効要件として多くの契約に公証を要求しているためかえって手続を煩雑にしていたりするなど、制度の整備を図るべき分野は多い。

2 紛争解決手続の選択に関する留意点

ベトナムにおいて紛争を解決する際に留意すべき点としては、以下のような点が挙げられよう。

.....

(1) 仲裁を利用する場合

仲裁を利用する場合には、まず管轄が非常に狭く、ベトナム法により経済契約と考えられる契約に起因する紛争しか扱うことができない。前述のとおり、経済契約と認定されるための要件は厳しく、当事者間で仲裁合意をしたとしても、当該契約が仲裁廷によって経済契約と認定されなければ管轄を否定される可能性がある。仲裁廷によって管轄を否定されたので裁判所に訴訟を提起したが、裁判所が当該契約を経済契約と認定してしまうと、経済契約については紛争生起から6か月以内という提訴時効の規定があり、救済方法を失ってしまう可能性もある。次に、仲裁判断の執行については、現在のところ法的根拠がないとされており、仲裁判断を得ても結局債務者の任意の履行に期待する他ない。そうでなければ再度裁判所に訴訟を提起して、最初から手続をやり直さなければならず、非常に煩雑である。仲裁については前述のとおり、法令案を起草中であり、こうした制度的欠陥の改善が望まれるところである。

(2) 裁判所を利用する場合

裁判所を利用する場合、紛争解決にとって最大の障碍となり得るのは監督審制度であると思われる。「民事訴訟には始まりがあるが終わりはない」と揶揄されるように、当事者が判決内容に納得していても、検察院や裁判所の幹部等の監察機関が当該判決に法の適用の過誤を発見したときは監督審手続を開始できることとなっているため、判決の確定による法的安定性や、紛争解決の終点を示すことによる予測可能性を大きく減殺してしまう可能性がある。また、紛争が民事契約に起因するか経済契約に起因するかによって裁判所の管轄を異にするが、そもそも民事契約と経済契約との関係が明瞭でないために、裁判所の管轄を巡って更なる紛争を生じる場合がある。さらに、裁判所に法の解释权がないため、省庁により下位規範が制定されていない分野では法の適用が滞る場合があり、また、裁判官の法解釈能力や、判例法の発展が相当程度に阻害される要因となっている。

(3) 外国仲裁又は外国裁判所を利用する場合

この場合、ベトナム以外の外国の裁判所に訴訟を提起して判決を得るか、ベトナム以外の外国を仲裁地として選択して仲裁判断を得た上、それをベトナム国内で執行するという手続を踏むこととなる。外国裁判所の判決及び外国仲裁判断のベトナム国内における効力については、ベトナムの制度も諸外国と同様、ベトナムの裁判所が承認・執行を許可した場合に限り効力を有し、ベトナム国内で執行することができる。したがって、この点に関するベトナム国内法の整備は進んでいるといえることができる。

しかしながら、①外国判決の承認及び執行については、二国間条約の存在を要求しており、したがって条約のない日本の裁判所の判決は、ベトナム国内では執行できないこと、②外国仲裁判断は、ベトナム法により「商事」、外国判決は同法により「民事」に関するものでなければならぬとされており、間口が非常に狭いこと、③立証責任の考え方に乏しいため、本来であれば被告側が立証すべき仲裁又は訴訟手続上の瑕疵について、むしろ原告側が瑕疵がないことを立証しなければならなくなるおそれ

.....

があること、④実務上ベトナム企業側の代表権を厳格に解釈する傾向があり、これにより仲裁合意自体が無効とされてしまう可能性のあること、に注意が必要である。

3 判決を執行する際の留意点

(1) 執行機関の構造的問題点

執行機関の独立性が十分でなく、したがって債務者が共産党の経営する企業、国営企業、人民委員会の経営する企業、他の省庁の経営する企業などの場合には、執行手続が法の根拠なく停止されたり、放置されるなど執行手続に大きな障害が生じる可能性がある。特に債権者が外資系の企業の場合、殊更にベトナム企業側を守ろうとする姿勢も垣間見られ、執行はより困難となる。こうした執行機関の構造的な障碍について、いくつか実例を紹介する。

- ① 政府の研究機関により設立された会社Aの代表者が起こした横領事件の最高人民裁判所判決により、同社は、貿易会社Bに対して16億ドンの損害賠償債務を負った。A社は事実上倒産状態にあったため、執行官は、司法省民事判決執行局の示した指針²⁹に従って、政府の研究所の銀行口座を差し押さえた。しかしながら、右研究所長は、執行機関に対し、当該銀行預金口座は研究所員の給与支払口座であるとともに、国家の科学的研究費用を支出する口座であるから、執行の停止を要求する旨の書簡を送付した。執行機関は、法規の根拠なく、これを了承して執行手続を停止させてしまった。
- ② 最高人民裁判所の判決により、S合作社は、村の道路建設費用として、建設会社Aに対して20億ドンの支払債務を負った。執行官は、S合作社の銀行預金口座（残額約2億ドン）を差し押さえ、控除までに10日間の猶予期間を設定したが、10日後、執行官は、人民委員会委員長からの書簡により、当該銀行口座から預金が引き出されていることを知った。人民委員会委員長は、当該預金は、合作社の使用している土地に道路が建設されることとなったため、その補償金として土地収用委員会から支払を受けたものであって、右預金を執行に当てることは、道路建設に悪影響を及ぼすおそれがあると言った。結局、執行官は当該預金について執行することができなかった。
- ③ さらに、2002年1月に”Lengthy justice for French bank”としてメディアにも紹介された著名な事件がある。これは、French BNP Paribas Bank（以下「債権者」）というフランスの銀行が Vietnam Silkworm Corporation（VISERI。以下「債務者」）という国営企業に対して提起した18万2000ドルの貸金返還請求事件の判決（1996年5月）の執行について、右判決から6年を経た2001年11月によりやうく右債権を回収したという事件である。債権者は、2000年にいたって不動産を差し押さえた（債権者は、1996年12月に債務者から貸金の一部8万ドルの支払を受けたもののそれ以降の支払

29 「債務者会社が解散若しくは消滅した場合には、当該会社を設立する決定をした母体が当該債務を履行する責任を負う。」というものである。

はない。)が、債務者が権利証等の提出を拒んだまま、当該資産は債務者の所有物件ではないことが判明して頓挫した。また、債権者は、債務者が税務局から4億5000万ドン(約3万ドル)の付加価値税の還付を受けるとの情報を得、債務者名義の国営銀行の預金口座を凍結したが、右銀行は右決定を無視して右還付金を債務者に払い戻してしまった。更に、債権者は、債務者に対して再度の還付金の支払があるとの情報を得、執行機関は財務局から債務者への送金を停止する措置をとったが、財務局は上級官庁である省の人民委員会から指示がなかったとの理由で債務者に還付金を支払ってしまった。債権者は、省の人民委員会に対して、税務局及び財務局に還付金の支払を債権者に対して行うよう指示して欲しい旨申し立てたが、人民委員会では、債務者は中央政府の管轄下にある特別な国営企業なので人民委員会では判決の任意の履行を促すことしかできないと回答した上、執行機関に対し、本件判決を執行する動機について調査すると警告してきた。このように、結局、銀行口座の凍結も不動産に対する執行も効を成さなかった。債権者は、2001年10月にいたって、ある外資系銀行の債務者名義の口座を当該銀行の協力を得て差し押さえることでようやく債権を回収できた。

(2) 執行官の問題点

執行官の裁量により手続が行われる場合、執行官の質によっては、手続を開始するか否か、早期に開始するか否か等について不正な費用の支払を要求したり、また、債務者と結託して執行手続を遅延させたり、不能にしたりするおそれがないとはいえない。本文中で述べたように、①債務者の財産調査を行うか否か、その範囲や方法をどのようにするか、右調査について債権者を立ち合わせるか否か、そうでなくとも調査の結果を債権者に知らせるか否か、②執行手続上の保全処分について、債務者の財産散逸のおそれをどのように判断するか、債務者の財産を差し押さえるか否か、どのタイミングで差し押さえるか、③強制執行手続において、債務者の財産であるとの認定をどのように行うか、債務者のどの財産に対して執行するか、当該財産の価額をどの程度に見積もるか、などの点については執行官の裁量で判断できることとなっている。このような裁量事項は、もちろん、一方で執行の機動性を確保する上で重要ではあるが、ベトナムの場合、現場でこれを濫用する危険が払拭できないところである。

(3) 執行制度の問題点

ベトナムの執行制度は、債権者による債権回収の利益と、債務者の生活ないし営業の保護の両面から構成されているものの、債務者保護を重視するあまり、それが債権者にとっては執行の障碍となってしまう構造となっている。

① 時効

執行申立ての時効期間が短期に設定されている。特に債権者が法人の場合には、判決の確定の日から1年以内に申立てをしなければならず、注意が必要である。

② 保全処分

判決前の保全処分の規定は設けられているものの、実務上あまり例がなく、裁判所も判決前に債務者の生活や営業に影響を与える保全処分に消極的である。したが

って、債権者が債務者による財産の処分や隠匿を防止できる手段に乏しい。

③ 任意履行の催告

判決の執行について、強制執行を行う前に債務者に任意の履行を促さなければならない。全く履行の見込みがない場合でも履行の催告はしなければならず、その場合には無駄な手続を要求される結果となるほか、この期間は最高で30日間と設定されており、債務者が右期間内に責任財産を処分してしまうことを可能にしている。

④ 差押え

財産の差押えについても留意すべき点が多い。すなわち、(a)不動産を始めとする重要財産の登録制度が完備していないため、債務者の所有物件であることの認定がスムーズにいかないおそれがあること、(b)債務者保護のため、債務額と物件価額の均等性を要求しているが、物件によっては市場が未熟なため価額の認定に困難を生じ、手続が停滞する原因となり得ること、(c)被差押財産の指定についても債務者のイニシアティブを認めているため、債務者が殊更に市場性のない財産を指定して執行手続を停滞させることを可能にしていること、(d)特に債務者が法人の場合、その営業の保護のために差押禁止財産の範囲が極めて広く、建物の執行は他に財産がない場合の予備的手段とされるとともに、重要と思われる動産のほとんどは差押禁止財産とされていること（したがって、執行手段の最も有効な方法は、銀行預金の差押えと思われる。）である。

⑤ 競売

差押後の競売手続については、現在のところ、根拠法令をめぐって民事判決執行法令等と競売に関する政令86号とが競合関係にあり、(a)執行官が自ら競売を主催することができるか（執行官による競売について、政令86号による競売所の競売を経ないとして、競落人による土地使用権の移転登記を拒否した例がある。）、(b)債務者は競売物件の買戻権を有するかについて、実務上の争いが生じている。また、買受申出人の予納額が、物件価額の1%に押さえられているため、買受人が買受をキャンセルし、競売が効を奏しない事例もある。

⑥ その他

なお、制度的な問題点ではないが、裁判所の判決が不明確であるために執行できない事例も存在する。一つの事例を紹介する。Aは国営Z銀行等から5億ドルを借り受け、YはAのためにZ銀行と保証契約を締結し、所有する3階建ての建物に抵当権を設定した。Aは、右貸金の返済を怠ったため逮捕されて有罪判決（私的財産及び社会財産の詐取横領）を受け、裁判所は右判決中において右貸金を返済させるためYの建物を差し押さえた。しかしながら右建物は、Yの両親の死亡によりY及びその兄弟が相続した未分割の遺産であって、全部を差し押さえることはできないことが判明したため、最高人民裁判所裁判官委員会は、監督審において「右建物の一部を差し押さえる」旨の決定をした。しかしながら、右決定中「一部」の特定がなされていないために、執行機関は執行に着手できなかった。

以 上